



---

# マイクロプラスチックに関する国際動向

---

- 1. 規制や情報開示の動向**
- 2. 繊維状MicPにおける国際動向**
- 3. タイヤ摩耗粒子における国際動向**
- 4. 農業資材におけるプラスチックの国際動向**
- 5. その他**

- 欧州委員会は2023年9月25日に、合成ポリマーのマイクロプラスチック (synthetic polymer microparticles) に関するREACH規則の附録 XVII を改正する欧州委員会規則 (EU) 2023/2055を公布。当該規則は2019年にECHAから制限提案が公表され、コロナ禍を経て実に4年の月日をかけて欧州で議論が行われてきた。
- 具体的な規制内容は、マイクロプラスチック（固体で水に不溶な、生分解されにくい5mm以下の合成ポリマー微粒子）そのものや、マイクロプラスチックを意図的に添加した製品 (intentionally added) の上市を禁止する。対象製品は、化粧品、洗剤、柔軟剤、香料カプセル、肥料製品、人工芝の充填剤等、多岐にわたっている。
- すぐに代替が困難な製品に関しては、4~12年の移行期間が設けられている。例えば、スポーツ用の人工芝の充填剤(granular infill for use on synthetic sports surfaces)は8年間、一部のリップ製品(lip products)やネイル製品(nail products)は最長の12年間の移行期間が認められている。

**対象製品** マイクロプラスチックを0.01%以上の重量濃度で意図的に含む製品（除外用途や移行期間あり）

**開始年・期間** 製品により適用開始日が異なる

- 内 容**
- 上市禁止
  - 表示要件
  - 報告要件

- 備 考**
- 欧州のマイクロプラスチック規制の第二弾として、「非意図的に排出されるマイクロプラスチック (unintentionally released microplastics)」に関するステークホルダー・ワークショップを2021年から欧州委員会は開催。
  - そこでは、タイヤ粉塵、繊維、ペレット、塗料、ジエルボール、ジオテキスタイル等の製品が候補にあがっている。排出量の大きな製品から規制が進むと予想されるため、今後の動きに注目である。

0.1μm以上。  
マイクロプラスチックを含む  
ほぼすべての製品を網に  
かけている



27.9.2023 EN Official Journal of the European Union L 238/67

COMMISSION REGULATION (EU) 2023/2055  
of 25 September 2023  
amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) as regards synthetic polymer microparticles  
(Text with EEA relevance)

THE EUROPEAN COMMISSION,  
Having regard to the Treaty on the Functioning of the European Union,

Having regard to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC (1), and in particular Article 68(1) thereof,

Whereas:

(1) The ubiquitous presence of tiny fragments of synthetic or chemically-modified natural polymers, which are insoluble in water, degrade very slowly and can easily be ingested by living organisms, raises concerns about their general impact on the environment and, potentially, on human health. Those polymers are widespread in the environment and have also been found in drinking water and food. They accumulate in the environment and contribute to microplastic pollution.

(2) A big part of microplastic pollution forms unintentionally, for example as a result of the breakdown of larger pieces of plastic waste, or the wear and tear of tyres and road paint, or the washing of synthetic clothes. However, tiny fragments of synthetic or chemically-modified natural polymers are also manufactured to be used as such or added to products.

(3) The Council, in its conclusions of 20 June 2016 on the EU action plan for the circular economy (2) and of 24 March

# 【欧洲MPS規制】 製品ごとに適用開始時期が異なる



移行期間  
(2023年10月  
17日～)

## 製品ごとの適用開始時期

	製品ごとの適用開始時期	移行期間 (2023年10月 17日～)
(a)	香料のカプセル (the encapsulation of fragrances) に使用する合成ポリマー微粒子は2029年10月17日から適用	6年
(b)	化粧品規則(EC)No1223/2009附則IIからVIまでの前文の1(a)で定義されたリンスオフ化粧品 (rinse-off products)については2027年10月17日から適用	4年
(c)	化粧品規則(EC)No1223/2009の附則IIからVIまでの前文の1(e)に定義されたリップ製品(lip products)、同規則の附則IIからVIまでの前文の1(g)に定義されたネイル製品(nail products)、および同規則の範囲内のメイクアップ製品(make-up products)については、2035年10月17日から適用	12年
(d)	化粧品規則(EC)No1223/2009、附則IIからVIまでの前文の1(b)で定義されたリーブオン化粧品(leave-on products)は2029年10月17日から適用	6年
(e)	洗剤規則(EC)No 648/2004の第2条(1)に定義されている洗剤(detergents)、ワックス(waxes)、ポリッシュおよびエアケア製品(polishes and air care products)は2028年10月17日から適用	5年
(f)	医療機器規則(EU)2017/745の適用範囲内のデバイス(devices)は2029年10月17日から適用	6年
(g)	肥料製品規則(EU)2019/1009の第2条第1項に定義されている 肥料製品(fertilising product)であって、同規則の適用範囲に該当しないものは2028年10月17日から適用	5年
(h)	農薬登録規則(EC)No1107/2009の第2条(1)における植物保護製品(plant protection products)、および欧洲議会および閣僚理事会の殺生物剤製品規則(EU)528/2012の第3条(1)項(a)に定義された殺生物剤製品(biocidal products) は2031年10月17日から適用	8年
(i)	上記の(g)(h)の対象とならない農業用および園芸用の製品(products for agricultural and horticultural)は2028年10月17日から適用	5年
(j)	スポーツ用の人工芝の充填剤(granular infill for use on synthetic sports surfaces)は2031年10月17日から適用	8年

- エコデザイン規則では、製品仕様や製品の環境的持続可能性に関する情報を提供するための要件を設定する枠組みを規定。具体的な対策を定めるものではなく、後々の採用を可能にするもの。
- エコデザイン規則で規制される製品は、DPP（デジタルプロダクトパスポート）の導入が標準となり、製品のタグ付け、識別、循環性と持続可能性に関連するデータへのアクセスが可能となる（ここにマイクロプラスチックに関する要件が加わる可能性）。
- エコデザイン要件には大きく分けて、性能規定要件と情報伝達要件がある。

### 内容

#### ● エコデザイン要件

製品の耐久性、再利用や修理可能性、エネルギー効率性などの各種基本要件や消費者のための情報開示などを義務付け。

- 自主規制
- グリーン公共調達
- 市場監視
- 売れ残り商品の破棄の禁止
- **デジタル製品パスポート(DPP)**

製品の DPP導入を義務づけることを要件化。開示が必要な製品情報をQR コードなどで簡単に読み取れるようにすることが求められる。

- 懸念物質

#### ■ 性能規定要件

- パフォーマンス要件
- 製品パラメータに基づく要件（附則I）
- 定性的
- 定量的

#### ■ 情報伝達要件

- デジタル製品パスポート (DPP)
- パフォーマンス
- 懸念物質 (SoC)
- 処理施設
- 顧客およびその他の関係者

# 【エコデザイン規則】 「テキスタイルとフットウェア」におけるエコデザイン要件の案（1/2）



□ 「テキスタイルとフットウェア」におけるエコデザイン要件（性能規定要件）を以下に示す。

	要 件	水	空 気	土 壤	生物 多 様 性	廃棄物	気 候 変 動	エネル ギー使 用	資 源 効 率	寿 命
性 能 規 定 要 件	ライフサイクル全体での水消費量の最大限度	◎								
	ライフサイクル全体での水域への排出量の最大限度	◎								
	持続可能性認証を受けた原材料の最小含有量	◎					○			
	ライフサイクルにおいて発生する廃棄物の最大量					○	○	◎		
	再資源化可能な部品への安全で容易かつ非破壊的なアクセス性					○	○	◎		
	容易にリサイクル可能な材料または材料の組み合わせの使用	◎				○	○	○	○	
	部品および材料を識別するための部品・材料コーディング標準の使用					○	○	○	○	
	再生材の最小含有率	◎				○	○	○	○	
	使用される材料および部品の最大数					○	○			
	最大限のカーボンフットプリント水準					○	○			
	製品の適切かつ標準化された寸法および適合性					○	○	○	○	
	低炭素エネルギー源からのエネルギー消費の最小割合					○	○			
	持続可能な再生可能資源材料の最小含有量					○	○			
	ライフサイクルにおける最大限のエネルギー消費量					○	○	○		
	工程残渣の最小量					○			○	

(環境面での改善の可能性が高い：◎、改善の可能性が中程度：○)

# 【エコデザイン規則】 「テキスタイルとフットウェア」におけるエコデザイン要件の案（2/2）



□ 「テキスタイルとフットウェア」におけるエコデザイン要件（情報伝達要件）を以下に示す。

	要件	水	空気	土壌	生物多様性	廃棄物	気候変動	エネルギー使用	資源効率	寿命
情報伝達要件	ライフサイクルにおける水消費量	◎								
	ライフサイクルにおける水域への排出量	◎								
	非生分解性マイクロプラスチックの放出の可能性	◎	○	○	◎					
	認証を受けた持続可能な手法による原材料の調達		○	○						
	ライフサイクルにおいて埋立処分される廃棄物量				◎					
	再生材の含有量	◎	○	○	◎	○	○	○		
	製品の分解・リサイクル・回収または廃棄の方法	◎	○	○	○	○	○	○		
	部品および材料を識別するためのコーディング標準	◎	○	○	○	○	○	○		
	カーボンフットプリント					○				
	低炭素エネルギー源からのエネルギー消費の割合					○				
	持続可能な再生可能資源材料の含有量					○				
	ライフサイクルにおけるエネルギー消費量					○				
	製品と包装の最大比率（電子商取引を含む）					○		○		
	工程残渣の量					○		○		
	製品の使用および保守の条件	◎	○	○	○	○	○		○	
	製品の期待寿命	◎	○	○	○	○	○		○	
	応力または経年劣化に対する耐性	◎	○	○	○	○	○		○	

(環境面での改善の可能性が高い：◎、改善の可能性が中程度：○)

# 【エコデザイン規則】 「タイヤ」におけるエコデザイン要件の案（1/2）



□ 「タイヤ」におけるエコデザイン要件（性能規定要件）を以下に示す。

	要 件	水	空 気	土 壤	生物 多様性	廃棄物	気 候 変 動	エネル ギー使 用	資 源 効 率	寿 命
性 能 規 定 要 件	マイクロプラスチックおよびナノプラスチックのライフサイクル中の最大放出量	○	◎	○						
	応力または劣化メカニズムに対する耐性設計（最小信頼性）	○	◎	○	◎	○	◎	○		○
	ライフサイクルにおける最大水消費量	○								
	ライフサイクルにおける水域への最大排出量	○								
	ライフサイクルにおける大気への最大排出量		◎							
	持続可能な再生可能資源の最小含有率		◎					◎		
	持続可能性認証を受けた原材料の最小含有率	○		○	◎			◎		
	ライフサイクルで発生する廃棄物の最大量					○				
	リサイクル可能部品への安全・容易かつ非破壊的アクセス					○				
	アップグレード、再使用、再製造および改修の容易さ					○				
	容易にリサイクル可能な材料または材料組み合わせの使用	○	◎	○	◎	○	◎	○		○
	最小リサイクル含有率	○	◎	○	◎	○	◎	○		○
	最大カーボンフットプリント				◎		◎	○		
	低炭素エネルギー源からのエネルギー消費の最小比率				◎		◎			
	ライフサイクルにおける最大エネルギー消費量						○			
	副産物・工程残渣・規格外品の最小回収量							○		
	再製造または改修製品に特化した保証の有無								○	○

（環境面での改善の可能性が高い：◎、改善の可能性が中程度：○）

□ 「タイヤ」におけるエコデザイン要件（情報伝達要件）を以下に示す。

	要件	水	空気	土壌	生物多様性	廃棄物	気候変動	エネルギー使用	資源効率	寿命
情報伝達要件	非生分解性マイクロプラスチックの放出可能性	○	◎	○						
	ライフサイクルにおける水消費量	○								
	ライフサイクルにおける水域への排出量	○								
	ライフサイクルにおける大気への排出量		◎							
	持続可能な再生可能資源の含有量		◎				◎			
	生分解性でないマイクロプラスチックの放出を削減するための、 製品の使用および維持管理に関する条件	○	◎	○	◎	○	○	○		○
	認証を受けた持続可能な手法による原材料調達			○	◎		○			
	製品の正しい使用、保管および廃棄方法	○	◎	○	◎	○	○	○		○
	リサイクル材の含有率					○				
	製品の分解、リサイクル、回収または廃棄方法（利用者および／または処理施設 向け）					○				
	カーボンフットプリント						○			
	低炭素エネルギー源からのエネルギー消費の割合				○		○			
	ライフサイクルにおけるエネルギー消費量					○		○		
	副産物・工程残渣・規格外品の回収量						○		○	
	製品の使用および保守条件	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○
	応力または経年劣化メカニズムに対する耐性								○	○

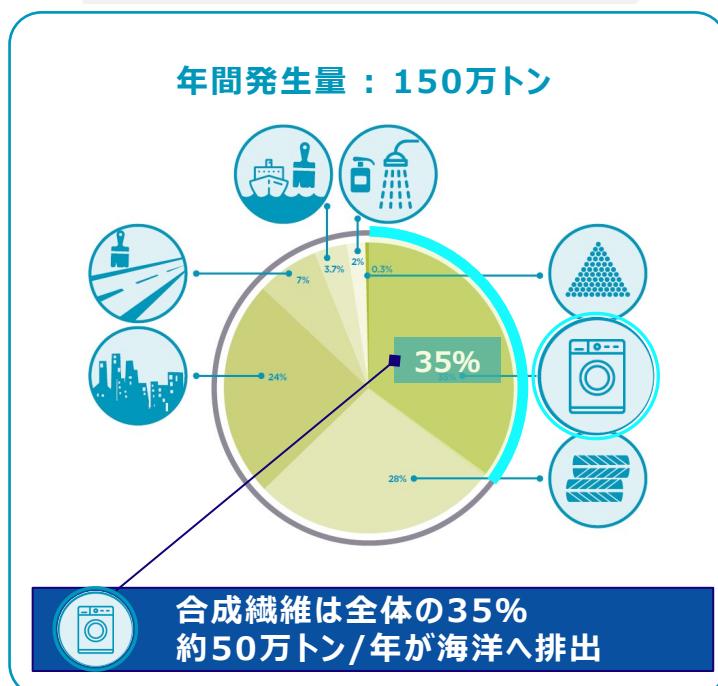
(環境面での改善の可能性が高い：◎、改善の可能性が中程度：○)

- 1. 規制や情報開示の動向**
- 2. 繊維状MicPにおける国際動向**
- 3. タイヤ摩耗粒子における国際動向**
- 4. 農業資材におけるプラスチックの国際動向**
- 5. その他**

# 纖維はマイクロプラスチックの最大の発生源の1つ

- IUCN（国際自然保護連合）によると、世界で年間約1200万トンのプラスチックが海洋へ流出しており、その中でマイクロプラスチックが占める割合は150万トン、さらにその中で纖維状MicPは35%を占めており、毎年約50万トンが海洋へ排出されると推計されている。
- 纖維状MicPは主に、アパレル製品の製造段階や消費者に渡った後の洗濯段階で環境中に流出する。下水道が整備されている地域では、纖維状MicPを含む排水は下水処理場で処理される。しかし、高度な処理を行ったとしても完全に除去することは困難であり、その一部は海洋に流出してしまう。
- 海外では纖維状MicPに関する各種法案が提出されており、対策が進んでいる。

## マイクロプラスチックの発生源別割合



(出典) IUCN(2017) Primary Microplastics in the Oceansより作成

国/地域	年	纖維状MPsにおける国際動向 (規制関連を中心に)
カルifornia	2018	50%以上のポリエチレンを含む衣料品について、手洗い推奨ラベルを義務付ける法案が提出された
ニューヨーク	2021	2021年に新たに生産する洗濯機に纖維状MPs捕集フィルターを取り付けることを製造業者に要求する法案が提出された
フランス	2018	洗濯時に纖維状MPsが抜け落ちることを消費者に伝えるラベルを義務付ける法案が提出された（→可決されず）
イギリス	2020	2025年以降に販売する洗濯機については纖維状MPsを除去するための過装置の設置を義務付ける法案が提出された
オーストラリア	2021	2021年に新たに生産する洗濯機に纖維状MPs捕集フィルターを取り付けることを製造業者に要求する法案が提出された
		・National Plastics Plan2021の中で発泡スチロールや合成纖維などの特定のプラスチックを将来的に禁止することを定める ・2030年までに新たに生産する洗濯機に纖維状MPs捕集フィルターの搭載の義務化を計画

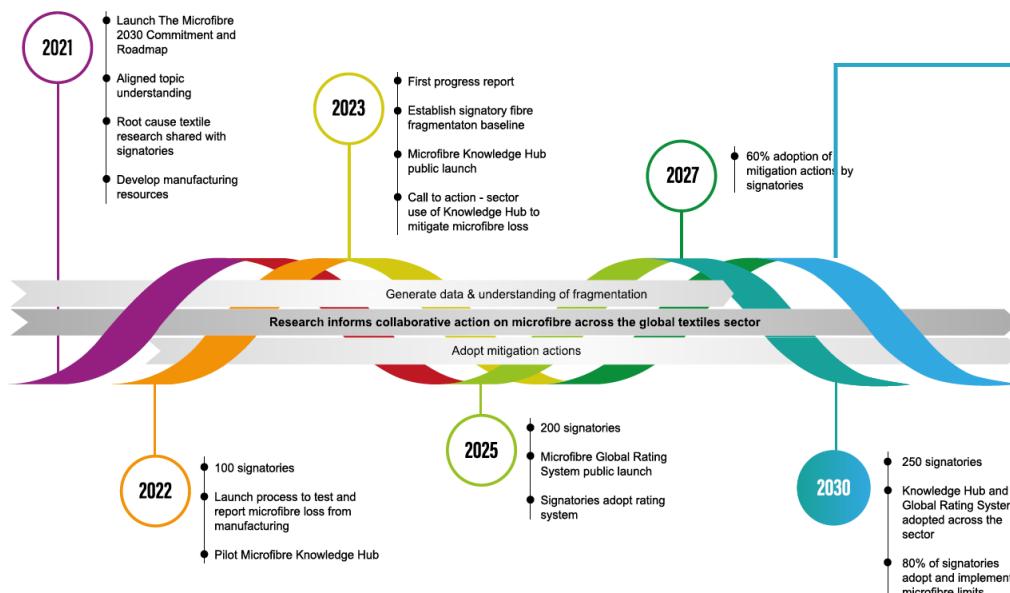
(出典) 繊維産業を含むマイクロプラスチックをとりまくトピックス（田中ら,2025新春企画〈「ビジョン」2030年に向けた挑戦、次の10年に向けた展望、今後〉より作成

# 【TMC】マイクロファイバーコンソーシアム（TMC）について



- マイクロファイバーコンソーシアム（TMC）は、2018年にナイキ、アディダス、プーマなどの海外アパレルメーカーが中心となり、纖維状MPsによる環境影響の最小化を目指して設立された国際NPO。
- アパレル製品のサプライチェーンにおいて、纖維状MicPの流出を最小限に抑えるための実用的な解決策を開発を推進することを目的としている。
- 2021年9月に「Microfibre 2030 Commitment」を発表し、2030年までの纖維状MicPの削減のロードマップを公表。
- 行政に先駆けた業界主導の排出基準値の策定及び情報開示を目指し、加盟企業の製品の排出量をデータベースに登録し、評価システムを業界で統一するとしている。

## ■ Microfibre 2030 Commitment



### 2030年までに以下を目指す

- グローバルで250社が加盟していること。
- 研究・試験結果のデータベースと評価システムが業界全体で採用されていること。
- **纖維状MPsの基準値を策定**し、加盟企業の80%が採用していること。

- ➡ TMCを筆頭に、アパレル製品の製造段階・洗濯段階での纖維状MPs流出における基準値の策定や情報開示に関する動きが見られる
- ➡ 排出企業は今後対応を求められる可能性あり

# 【米国NOAA】 マイクロファイバー汚染に関する報告書



- 2024年7月3日、米国海洋大気庁(NOAA)のMarine Debris ProgramおよびEPAのTrash Free Waters Programが共同で作成した、Save Our Seas 2.0法に基づくマイクロファイバー汚染の報告書：“Interagency Marine Debris Coordinating Committee Report on Microfiber Pollution”が公表された。
- この報告書は、12の米国連邦機関、学術・政府・産業界の専門家の意見、および一般からのパブコメをもとに作成された。

## 内容

- 背景：報告書は、Save Our Seas 2.0法(Public Law 116-224) 2020、Section 132で規定されている要件、「本法律施行日から2年以内にIMDCCは、マイクロファイバー汚染に関する報告書を議会に提出しなければならない」に基づき作成されている。
- 目的：議会に対してマイクロファイバー汚染問題を報告し、連邦機関が協力して対策を講じる。
- 報告書のSection III～VIIIには、マイクロファイバー汚染の現状と影響の概要、軽減策の評価、連邦機関と利害関係者が協力して取り組むための推奨事項が含まれている。(Section Iは「概要」、Section IIは「はじめに」)
- Section VIIIにはマイクロファイバー汚染を削減するための連邦計画が記載されており、連邦機関がステークホルダーと協力してマイクロファイバー汚染を削減するための5つの主要目標が設定されている。

### <5つの主要目標>

- 目標1：マイクロファイバー汚染に関する最も重要な研究課題に対処するための調査を実施し、支援する。
- 目標2：纖維などの発生源からのマイクロファイバー汚染が自然環境に流入するのを防ぎ、削減する。
- 目標3：主要な汚染経路でマイクロファイバーを捕捉する。
- 目標4：マイクロファイバー汚染に関連する毒性リスクを最小限に抑える。
- 目標5：マイクロファイバー汚染対策の成果やベストプラクティス、科学的知見を調整し、共有する。

(出典) NOAA (2024) Interagency Marine Debris Coordinating Committee Report on Microfiber Pollutionより作成

- 1. 規制や情報開示の動向**
- 2. 繊維状MicPにおける国際動向**
- 3. タイヤ摩耗粒子における国際動向**
- 4. 農業資材におけるプラスチックの国際動向**
- 5. その他**

# 【Euro7】規制のポイント

- 2022年11月10日、欧州委員会により、車両からの汚染物質の排出を削減し、大気環境を改善するための新しい基準「Euro7」が提案された。

- Euro 7 が今までの欧州の排出規制と大きく異なる点

- 電気自動車（EV）を含むすべての車両で一律の基準
- 一酸化二窒素も規制対象
- **排気システム以外から発生する粒子状物質を制限**
- バッテリーの耐久性に基準を設置
- デジタル技術の活用



Euro7 では、排気システム以外の発生源（Non-exhaust emissions）、つまり車両に装着された**タイヤやブレーキからの粒子状物質の排出に対する制限**を導入。



UNENCEニュースリリースより抜粋  
<https://unece.org/media/press/380012>

Euro7では、タイヤ摩耗試験を、国際連合欧洲経済委員会（UNENCE）の自動車基準調和世界フォーラムWP.29（UN WP.29）で開発された試験手順に従うことを義務付けている。

タイヤ摩耗による粒子状物質排出の具体的な制限値はUNENCEが現在起草中であり、Euro7もこれを導入する予定である。

タイヤからの粒子状物質排出要件に加えて、Euro7では、車両のブレーキシステムからの粒子状物質排出に関する要件も導入している。

- タイヤ由来のマイクロプラスチックの制限は、走行前後による重量の差分を摩耗量とした制限となる。摩耗量は、タイヤの荷重 1 トンあたり 1 キロメートルあたりのミリグラム数で表される。
- 導入順序はまず初めて新規型式タイヤに適用され、1年後には市場に投入される新車に装着されるタイヤに適用。さらにその1年後には市場に投入されるすべてのタイヤに適用される。

### ■ タイヤ摩耗限度決定までの予定

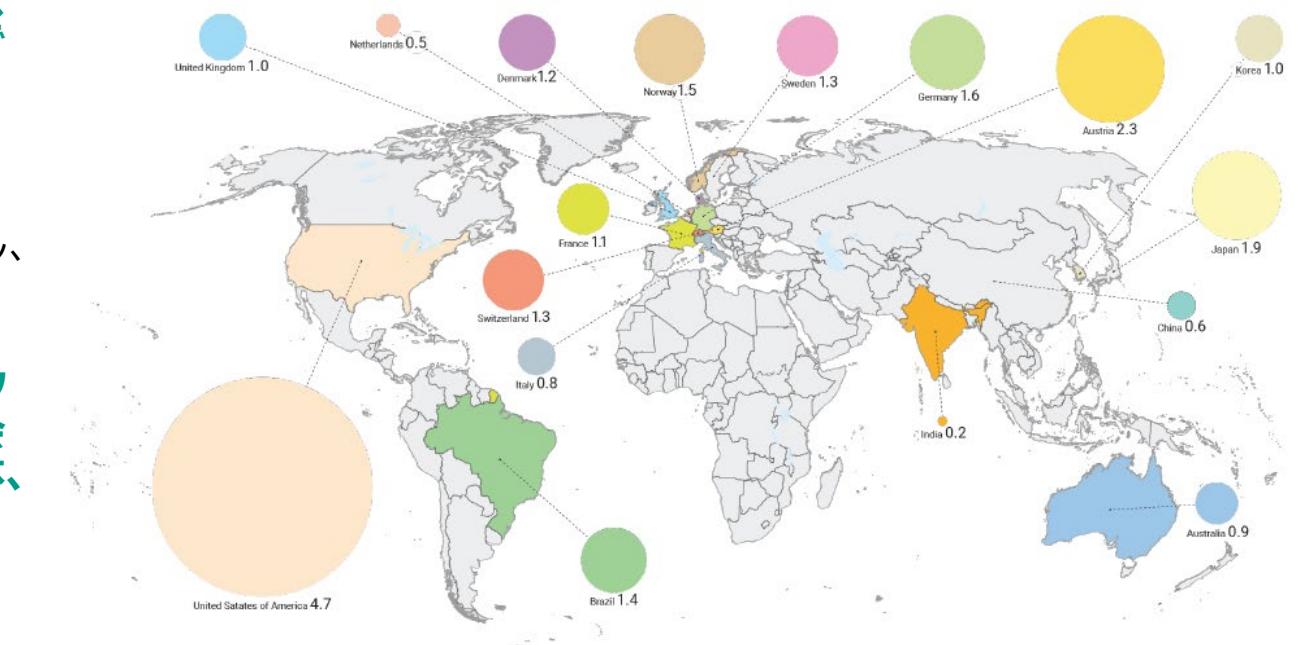
 <b>C1</b> 自動車および 小型商用車用 タイヤ	<p>UN WP.29が2026年7月1日までに統一規定を採択していない場合、欧州委員会は2027年7月1日までにタイヤの摩耗限度を定める。</p>	2028/7  <b>新規型式 タイヤ</b>	2030/7  <b>新車導入タイヤ</b>	2032/7  <b>市場の全ての タイヤ</b>
 <b>C2</b> 中荷重車用 タイヤ	<p>UN WP.29が2028年4月1日までに統一規定を採択していない場合、欧州委員会は2029年4月1日までにタイヤの摩耗限度を定める。</p>	2030/4  <b>新規型式 タイヤ</b>	2032/4  <b>新車導入タイヤ</b>	2034/4  <b>市場の全ての タイヤ</b>
 <b>C3</b> 高負荷重量用 タイヤ	<p>UN WP.29が2030年4月1日までに統一規定を採択していない場合、欧州委員会は2031年4月1日までにタイヤの摩耗限度を定める。</p>		2032/4  <b>新規型式 タイヤ</b>	2034/4  <b>新車導入 タイヤ</b>

### ■ 導入スケジュール

- タイヤ摩耗粒子による悪影響とその規制方法について、UNEPのForesight Briefの第34版で考察。
- タイヤ摩耗粒子の排出とタイヤの製造・使用による環境影響を低減するため、各ステークホルダーの役割を整理。

### 内容

- 化学組成、粒子サイズ、形状、発生形態から**タイヤ摩耗粒子は一次マイクロプラスチックに分類**される
- 加速、ブレーキ、コーナリング時に最も発生
- タイヤ摩耗粒子に含有されている特定のタイヤ添加剤（亜鉛、ブタジエン、ベンゾチアゾール、PAHs、6PPD）やその変化物の生物への毒性が懸念されている
- 世界全体で年間約600万トン発生、自動車が1km走行すると約100mgのタイヤ摩耗粒子が発生
- **タイヤ摩耗粒子の排出率は国によって大きく異なっており、特にアメリカ、欧州、日本等で排出率が高い**
- **農村部よりも都市部の路面の方がタイヤ摩耗粒子発生量が多い**
- 発生した摩耗粒子は大部分が路面に沈降し、一部が大気に直接拡散される
- タイヤ摩耗粒子の排出削減、環境中への様々な媒体への拡散を最小限にするため、**タイヤメーカー、自動車メーカー、道路建設会社、廃水部門、政府、研究機関、環境団体、教育者、メディア等様々なステークホルダーが対策を講じる必要がある**



ステークホルダー	役割
政府（国・地域・地方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境に配慮したタイヤ設計に関する研究への投資</li> <li>✓ <b>公共交通機関の利用を促進し、鉄道による貨物輸送を促進するための政策（公共交通機関利用に対するインセンティブ、重量車に対する排出規制等）の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 例：空気圧の低い・高いタイヤの使用禁止（ガーナ）</li> </ul> </li> <li>✓ タイヤの製造工程中に添加される特定の化学物質（6PPD、特定のPAHs、ベンゾチアゾール等）の規制・使用禁止           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 例：特定のPAHsを一定濃度以上含有するエクステンダーオイルの上市・使用禁止（欧州委員会）</li> <li>タイヤメーカーに対する6PPDの代替物質の探索の義務化（カリフォルニア州）</li> </ul> </li> <li>✓ <b>タイヤ製造に使用される添加剤に関する情報開示制度の策定</b></li> <li>✓ 非排気ガスを対象に、排出削減を目標とする強力な公共政策の策定・実施</li> </ul>
タイヤ・自動車メーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 損傷を修復し、タイヤの劣化を遅らせることができる自己修復材料を使用したゴムを利用する等、タイヤ材料の高度な設計</li> <li>✓ 有害なタイヤ添加剤の環境負荷の少ない化学物質への代替</li> <li>✓ カーボンブラックやシリカ等の主要成分のより持続可能な材料への代替</li> <li>✓ ホイールの後ろへのタイヤ摩耗粒子捕捉装置の設置</li> <li>✓ ブレーキ操作を削減するための車載運転支援システムの強化</li> </ul>
市区町村 (municipalities)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 凹凸の少ない路面を維持するための道路整備への投資</li> <li>✓ 交通量の多い路面の清掃・洗浄</li> <li>✓ <b>タイヤ摩耗粒子の再浮遊・飛散防止のための路面の湿潤状態の保持（路面に水または吸湿性溶液を噴霧する等）</b></li> <li>✓ <b>タイヤ摩耗粒子を路面に捕捉するための多孔性アスファルトの塗布</b></li> <li>✓ <b>タイヤ摩耗粒子を沿道に捕捉するため、葉の形状や表面の粗い植物を沿道に植える</b></li> <li>✓ 少ないブレーキ操作による交通流を促進するための交通管理システムの導入</li> <li>✓ 道路排水の排水処理施設への誘導・下水汚泥の肥料としての使用禁止</li> <li>✓ 道路排水の土壤や地表水への流出抑制のための道路脇への沈殿池や排水溝の設置</li> </ul>
消費者・利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運転速度の全体的な低減</li> <li>✓ 急加速・急ブレーキの回避</li> <li>✓ 適切な空気圧のタイヤの使用</li> <li>✓ 車両の小型化・軽量化</li> <li>✓ 公共交通機関を利用</li> </ul>

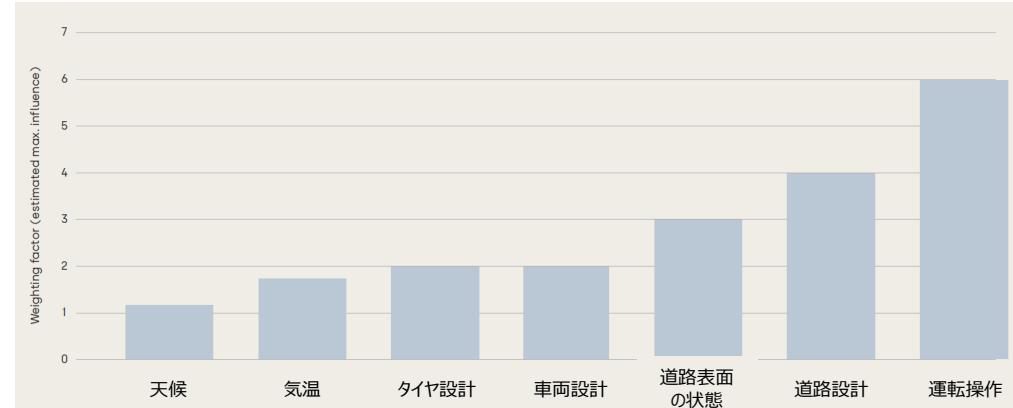
# 【Tire Industry Project】 タイヤ・路面摩耗粒子への業界取組報告書（1/2）



- 2024年4月24日、Tire Industry Projectはタイヤ・路面摩耗粒子（TRWP）に対する業界の取り組みに関する報告書を発表。
- 目的：TRWPに関する現時点での知識のデータホルダーへの提供  
TRWP削減に向けたタイヤ業界の取組状況の要約

## 報告書の内容

- TRWPの発生要因
  - 運転方法、運転の速度、タイヤの空気圧、ブレーキのかけ方や曲がり方等
  - 路面設計とその特性
  - 車両重量、過重分布、駆動輪の位置、サスペンションの種類等
  - タイヤ設計
  - 気象条件と路面周辺の地形



- 各種調査の実施
  - TRWP移動経路、水生生物への影響等
- TRWPの排出緩和策
- 今後の課題

- TRWP定量方法の標準化 - 試験間の比較を容易にする必要性
- 考慮事項の拡大 - 多様な環境や条件、粒子サイズと組成の変化、TRWPにばく露される生物種とその数等
- 物理的・化学的現象の解明 - TRWPから放出される物質やその潜在的な影響、環境中での変化等

# 【Tire Industry Project】 タイヤ・路面摩耗粒子への業界取組報告書（2/2）



□ Tire Industry Projectは、TRWPへの業界取組報告書の中で、9つのTRWPの排出緩和策を特定。

分類	緩和策		概要
発生抑制 による 緩和策	①	車両に搭載する技術開発	タイヤ空気圧監視システムのようなリアルタイムのTRWP発生監視装置車両への導入
	②	摩耗率低減に向けた電気自動車（EV）の設計改善	重量、トルク、回生ブレーキの相互作用により一般的な自動車よりも高い摩耗率をもたらす可能性があるEVの設計を改善
	③	ドライバーの意識改革	運転方法による摩耗率への影響を周知し、摩耗発生量を抑える運転方法を促進
	④	適切な路面設計の特定	安全性・性能等を維持しながら摩耗量を最小限に抑え、TRWPを捕捉できる量を最大化する路面設計を特定
流出防止 による 緩和策	⑤	車両へのTRWP捕捉装置の導入	車両の一部にTRWPを捕捉する装置を導入し、TRWPが環境中に拡散される前に捕捉
	⑥	路面脇の雨水流出システムの改善	開放式貯留池や地下処理装置等様々な路面脇の排水処理設でTRWPを処理する方法の特定
	⑦	路面清掃技術	路面からの適切なTRWP除去技術を特定・周知
	⑧	路面清掃管理	路面清掃による路面からのTRWP除去効果を最大化するため、路面清掃を実施する適切な時期・場所・頻度を特定
	⑨	排水処理施設	路面からの流出水を改修する下水処理場におけるTRWP回収率の向上

(出典) Tire Industry Project Commitment to Addressing Tire and Road Wear Particlesより作成

- 1. 規制や情報開示の動向**
- 2. 繊維状MicPにおける国際動向**
- 3. タイヤ摩耗粒子における国際動向**
- 4. 農業資材におけるプラスチックの国際動向**
- 5. その他**

- 農業委員会(Committee on Agriculture-COAG)は、1971年に設立された130カ国以上が加盟するFAOの運営管理機関であり、理事会の下に設置されている技術委員会のひとつ。
- COAGは農業政策に関するガイダンスの提供、世界の農業問題や動向を分析し、新たな課題等について助言を行う機関。会合は通常2年に一度開催。
- 2021年のFAOの農業におけるプラスチックの使用状況と持続可能性の評価（Assessment of agricultural plastics and their sustainability: a call for action）をきっかけに、COAGは第28回会合（2022年7月開催）で、FAOに対し加盟国や利害関係者と協力して農業における持続可能なプラスチック使用に関する自主行動規範（Voluntary Code of Conduct-VCoC）の作成を勧告し、次回の第29回会合で草案を提示するよう要求。
- 自主行動規範の草案はCOAG/2024/8に反映されており、2024年9月30日～10月4日にイタリアローマで開催された第29回会合で議論された。

### 内容

- 自主行動規範、FAO作成
- （自国で策定する余力のない）途上国向けのガイダンス
- 法的拘束力なし
- 第1条～6条から成る

### 第1条 基本原則

VCoCの行動は、2030年の持続可能な開発目標やSDGsの達成に貢献し、リオ宣言や国際環境法の原則に従い、プラスチックや廃棄物管理の国際的な枠組みを考慮し、FAOの戦略目標に寄与することである。[1.1]

### 第2条 目的と範囲

- 農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する科学的原則を提供し、プラスチックの使用による汚染から人間や動物の健康、食品の安全性、環境を保護すること。また、政府や関係者を支援するための戦略や策定を提供し、ステークホルダー間の協力強化および汚染防止の知識の普及と研究開発の促進を目的とする。[2.1 (i)～(v)]
- VCoCは、地域や国の優先事項に応じて任意で実施される。[2.2]
- **VCoCの解釈と適用は、国内法や国際法に従い、各国の法的義務を制限せず、持続可能な使用・管理に関する権利に影響を与えるべきではない。** [2.3]
- 政府や製造業者に勧告事項を提示し、技術的なガイドラインを通じて実施をサポートする。[2.4]
- グローバルに適用され、地域・国・地方レベルでも利用可能である。[2.5]
- VCoCは、一次産業（農業）で使用されるプラスチック（以下、農業用プラスチック）に適用され、**農業サブセクター全体(養殖・漁業・林業含む)のプラスチックのライフサイクル(デザイン～廃棄・リサイクル)を対象とする。** 材料の抽出・加工や小売包装は対象外。[2.6]

他の法律に影響してはならない

農業のみならず、養殖、漁業、林業等も含む

(出典1) Committee On Agriculture(COAG) より作成

(出典2) Assessment of agricultural plastics and their sustainability: a call for actionより作成

(出典3) 29th Session of the Committee on Agriculture (COAG/2024/8)より作成

- 1. 規制や情報開示の動向**
- 2. 繊維状MicPにおける国際動向**
- 3. タイヤ摩耗粒子における国際動向**
- 4. 農業資材におけるプラスチックの国際動向**
- 5. その他**

# 【米国EPA】 プラスチック汚染防止のための国家戦略



- 2020年12月に「Save Our Seas 2.0法」が成立し、議会はEPAに対して水路や海洋のプラスチック廃棄物を減らすための国家戦略の策定を指示した。これを受け、EPAは資源保全回収(RCRA)法に沿った長年の取り組みを基に、2024年11月21日に「プラスチック汚染防止のための国家戦略」を発表した。
- この戦略は、プラスチックの生産・廃棄の影響から地域社会を守り、政府、企業、NGO、各政府(連邦、部族、州、地方、地域)、学術機関、消費者がプラスチック汚染を防ぐために取り組める自主的および規制的なアクションについての10年間のビジョンを提示している。
- EPAの国家リサイクル戦略とともに、2040年までに陸上および海上からプラスチック廃棄物の環境放出を防止する取り組みの促進を目指す。
- EPAは、戦略の策定にあたり、広報活動や市民参加活動を実施し、2023年4月に草案に対するパブコメを募集した。約92,000件のコメントが集まり、そのコメントを基に6つの目標を設定した。

## 内容

### 適用範囲

- 循環性を促進する行動およびプラスチック製品の使用を削減できると予想される取り組みが対象。
- 固形廃棄物および二次プラスチック由来の原料を燃料やエネルギーに変換するプロセスは対象外。

### 戦略の6つの主な目標

- 目標A: プラスチック生産による汚染の削減
- 目標B: 材料および製品設計の革新
- 目標C: 廃棄物の発生を減少させる
- 目標D: 廃棄物管理の改善
- 目標E: プラスチック汚染の捕集と除去の改善
- 目標F: 水路および海洋への負荷と影響の最小化

- 2024年7月31日、米国オレゴン州は、洗濯機から排出されるマイクロファイバー汚染の削減のため、「2024年纖維対策法案」を上院に提出。
- 2030年1月1日以降に米国で販売されるすべての洗濯機にマイクロファイバーろ過システムを搭載することを義務化。

### 内容

- 施行：2030年1月1日
- 米国内で販売されるすべての新品の洗濯機は、以下の条件を満たさなければならない。
  - ① 洗濯機へのマイクロファイバーろ過システムの搭載
    - 100 μmメッシュろ過フィルターまたは同等以上のマイクロファイバー汚染削減効果を提供するもの
  - ② 洗濯機へのラベル貼付
    - 洗濯機には「注:この洗濯機にはマイクロファイバーを捕らえるフィルターが入っています。定期的にフィルターを点検し、回収した糸くずはゴミ箱に捨ててください。」という内容を消費者に知らせるラベルを貼り付けること。
- 違反者に対する罰金：初回10,000ドル以上、2回目以降、1回の違反につき30,000ドル
- マイクロファイバーに関する研究を米国全土で実施。制定日から1年以内に結果を議会に提出、一般に公開。
  - 人体及び環境中におけるマイクロファイバーの存在実態、発生源、使用経路
  - マイクロファイバーによる人体及び環境への影響

(出典) Fighting Fibers Act of 2024より作成

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/BILLS-118s4884is/pdf/BILLS-118s4884is.pdf>

# 【カルフォルニア州】 より安全な消費者製品プログラム



- カリフォルニア州有害物質管理局(DTSC)は、同州のグリーンケミストリー計画に基づき “より安全な消費者製品プログラム(SCP)”において、規制の可能性がある製品を評価するための”優先製品ワークプラン”を3年ごとに発表している。
- 2024年5月16日に2024年から2026年までの「優先製品ワークプラン案」が公開された。このワークプラン案を基にマイクロプラスチックを含む製品の発生源の精査と規制候補物質リストへの追加が提案されている。リストに追加後は、マイクロプラスチックを含有する製品の評価が実施される。
- 評価の結果、有害物質を含む規制対象製品と判断された場合は、優先製品リストに収載される。収載後は製造者に当局への届け出、有害物質の代替品評価などの義務が生じる。

## 対象製品

- 清掃用品、子供用品、化粧品および衛生用品、建材、包装容器、マイクロプラスチックを含むまたは発生させる製品(プラスチック原料や包装容器、合成衣料・繊維、たばこのフィルター、タイヤ、塗料等の消費者製品)

## 内容

- 2024年5月～7月 DTSCはワークプラン案に対するパブコメを募集した。一般的な意見に加え、追加や変更るべき製品カテゴリー、マイクロプラスチック関連製品を評価対象とすることへの意見も求めた。提出されたコメント数：39 – マイクロプラスチックに関するコメントは1件。米国農務省が「マイクロプラスチックを含むまたは発生させる製品」の定義の明確化を要求。
- 現在DTSCがワークプランの最終化作業中。

(出典1) Safer Consumer Products (SCP)

<https://dtsc.ca.gov/scp/safer-consumer-products-program-overview/>

(出典2) 2024-2026年優先製品ワークプラン案

<https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2024/05/Stakeholder-Discussion-Draft-2024-2026-PPWP-Accessible.pdf>

(出典3) 優先製品リスト Priority Products | Department of Toxic Substances Control (ca.gov)

(出典4) パブコメ-CalSafer <https://calsafer.dtsc.ca.gov/cms/search/?type=Submission&subtype=Comments&keyword=12771>

- 欧州連合は、EU域内のプラスチックペレット取り扱い業者にサプライチェーン全体での予防措置を提案し、プラスチックペレットの放出量を最大74%削減しつつ、事業者間の競争条件を均等に保つことを目指している。

## 開始年・期間

2023年10月16日 欧州委員会が規則案を発表<sup>1)</sup>  
 2024年4月23日 欧州議会が第一読会で規則案を採択<sup>2)</sup>

## 内容

- 予防・封じ込め・清掃の3段階アプローチで損失を最小化
- 放出量の測定方法の標準化およびデータ収集の強化
- 対象事業者の共通義務4項目（リスク評価計画策定更新・スタッフ研修・事故や流出の記録と報告・損失測定と推定値報告）を策定
- 大企業と中小零細企業での規模別義務軽減

## その他

規則発効後は、EU/非EU事業者に対して18か月以内に要件遵守が求められる。

(出典1) Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on preventing plastic pellet losses to reduce microplastic pollution  
[https://environment.ec.europa.eu/publications/proposal-regulation-preventing-pellet-losses\\_en](https://environment.ec.europa.eu/publications/proposal-regulation-preventing-pellet-losses_en)

(出典2) REPORT on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on preventing plastic pellet losses to reduce microplastic pollution  
[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0307\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0307_EN.html)

# 【カナダ】 連邦プラスチック登録簿への報告義務



- カナダ政府は2024年4月20日に、特定のプラスチック樹脂およびプラスチック製品について、「連邦プラスチック登録簿」への情報の報告を義務付けることを通知した。
- 対象となる製品は纖維製品、タイヤ、容器包装、漁具に至るまで、多岐にわたり、製造量・輸入量、素材などを報告する必要がある。

プラスチック樹脂および製品	
パート1 & 2: プラスチック樹脂	北米分類システム (NAPCS) に従って識別されるプラスチック樹脂および特定の指定樹脂源。
パート3: プラスチック包装	以下のサブカテゴリに該当する、充填済みおよび未充填の硬質および軟質プラスチック包装: (a) 飲料容器、(b) 食品接触材料、(c) 危険物用包装、(d) その他の包装。
パート4: その他のプラスチック製品	以下の8つのカテゴリおよびサブカテゴリに該当するその他のプラスチック製品 (プラスチック製品またはコンポーネントが1つのカテゴリまたはサブカテゴリに該当する場合、他のカテゴリまたはサブカテゴリで報告する必要はありません)。
パート4 カテゴリー	サブカテゴリ
カテゴリー1. 電子・電気機器 (EEE)	(1) 電子的または電気的な情報技術または通信機器、(2) 電子的または電気的な視聴覚および消費者向け機器または媒体、(3) 電子または電気機器、(4) 大型固定式産業用工具以外の電子または電気工具、(5) 電子または電気的な照明機器、(6) 電子または電気的な玩具、(7) 電子または電気的なスポーツ用具、(8) 芸術、趣味または工芸用の電子または電気機器、(9) 電子または電気的な監視および制御機器、(10) 電子または電気的なディスペンサー、(11) 電子または電気的な医療用機器または装置、(12) カテゴリー1で言及される製品と一緒に使用する付属品、(13) 太陽光発電パネル、(14) 自立型または壁掛け型のバッテリー電気自動車およびプラグインハイブリッド電気自動車の充電器。
カテゴリー2. タイヤ	(1) 小型車両用タイヤ、(2) 中型車両用タイヤ、(3) 大型車両用タイヤ、(4) オートバイ用タイヤ、(5) トレーラー用タイヤ、(6) スノーモービル及び限定使用車両用タイヤ、(7) 移動補助具用タイヤ、(8) 自転車、自転車トレーラー及び電動アシスト自転車用タイヤ、(9) 筋力駆動装置用タイヤ。
カテゴリー3. 車両	(1) 小型車両、(2) 中型車両、(3) 大型車両、(4) オートバイ、(5) トレーラー、(6) スノーモービル及び限定使用車両、(7) 移動補助具、(8) 自転車、自転車トレーラー及び電動アシスト自転車、(9) 筋力駆動装置。
カテゴリー4. 建設	(1) 窓およびドア、(2) 内装仕上げ材 (床材を含む)、(3) 建設用フィルムおよびシート、(4) 断熱材、(5) 塗料およびコーティング、(6) 配管 (配管継手を含む)、(7) 屋根材、(8) サイディングおよびクラッディング、(9) デッキおよびフェンス。
カテゴリー5. 農業と園芸	(1) 農業用容器、(2) 動物用医薬品容器、(3) 農業用トートバッグおよびドラム、(4) 農業用バッグおよび大型トートバッグ、(5) クリップ、サポート、フック、(6) ベールラップ、バッグまたはチューブ、(7) 穀物用バッグ、(8) 農業および園芸用フィルムおよびシート (サイレージ、マルチ、床材、植物保護用など)、(9) ネットラップ、(10) 温室用構造プラスチック、(11) 温室用CO2チューブ、(12) 繁殖トレイおよび栽培ポット、(13) 灌溉設備、(14) メープルシロップチューブおよびタップ、(15) 農業および園芸用糸。
カテゴリー6. 漁業と養殖	(1) 延繩、(2) 網 (例: 引き網、刺し網の網目、および関連する浮き網と沈み網)、(3) 罠と塹壕、(4) 底引き網、(5) トロール、(6) ブイライン、(7) アンカー、(8) 漁具マーカー、(9) ブイ、(10) 壁、(11) グラウンドライン (例: 底引き網の罠と塹壕をつなぐロープと手綱)、(12) 餌袋、(13) ブイラインの弱いリンク/クジラリースシステム、(14) スマートブイ、スマートリースブイシステム、漁具回収システムのその他の新興技術、(15) オンデマンドロープレス漁業システム (フロート、膨張式バッグ、音響リース、ロープ封じ込めシステム)、(16) バケツ、BIN、樽、(17) 養殖用いかだ構造の浮力、(18) 養殖用ロープ、バッグ、網養殖、(19) 養殖用トレイ。
カテゴリー7. アパレル及び繊維	(1) 衣料品、(2) 室内用繊維製品、(3) 工業用繊維製品、(4) カーペットおよびその他の床材、(5) 履物、(6) 糸、より糸、紐、ロープ、ケーブル、織物、編み物またはかぎ針編みの布地、(7) 旅行かばん、(8) 再利用可能な布製チェックアウトバッグ。
カテゴリー8. 使い捨て製品	(1) 食品サービス用食器: (a) クラムシェル容器、蓋付き容器、箱、皿、ボウル (b) テイクアウト用カップ、(c) テイクアウト用カップの蓋、(d) 硬質リングキャリア、(e) フォームトレイ、(f) シングルサーブカプセルおよびポッド、(g) 小売業者が提供し、店内で農産物またはバルク製品が詰められたバッグ、(2) 個人衛生およびケア製品: (a) 手動歯ブラシおよび交換可能な歯ブラシヘッド、(b) 使い捨ておむつおよび生理用品、(c) 個人衛生およびケア製品用チューブ、(d) カミソリおよびカミソリヘッド、(e) デンタルフロスおよびデンタルフロス、(f) 純棒、(g) ワイプ、(3) ノベルティアイテム、(4) タバコおよび電子タバコ製品、(a) フィルター付きタバコ製品、(b) 電子タバコデバイス、(c) 電子タバコカートリッジ、(5) 個人用保護具、(a) マスク、(b) 手袋。

(出典1) 2024年、2025年、2026年の連邦プラスチック登録簿へのプラスチック樹脂および特定のプラスチック製品の報告に関する通知 (カナダ官報、第1部、第158巻、第16号 : 政府通知2024年4月20日) より作成

# 【ノルウェー】 PROLANDプロジェクト



- PROLAND - Protecting agricultural lands from plastic pollution (プラスチック汚染から農地を守る) プロジェクト<sup>1)</sup>は、ノルウェー研究評議会(RCN)が出資するプロジェクトであり、ノルウェーやその他の地域の農業用土壤におけるプラスチック汚染の削減を目指す。

プロジェクト期間	2023～2026年（2024年9月現在とくに途中経過報告書なし）
----------	-----------------------------------

## 概要

- 農業用土壤におけるプラスチック汚染の4つの主要原因（下水汚泥、堆肥及びバイオガス代謝物、農業用プラスチック製品、大気沈降堆積物）を調査。
- 農業用土壤におけるプラスチックの濃度、プラスチックポリマーの種類、プラスチック関連化学物質を定量化し、マイクロプラスチック、プラスチック添加物、農薬が土壤生態系にどのようなリスクをもたらす可能性があるかを評価。
- 5つのWP(ワークパッケージ) それぞれにおける取組内容と期待される成果物は以下の通り。

WP	取組内容	期待される成果物
WP1	下水汚泥、堆肥及びバイオガス代謝物、農業用プラスチック製品、大気沈降堆積物という、農業用土壤のプラスチック汚染の4つの主要発生源に対処	<ul style="list-style-type: none"><li>農業用土壤におけるプラスチックの発生源を示すデータセット</li><li>さまざまな発生源からの土壤への潜在的なばく露を示す地図</li></ul>
WP2	農業用土壤中のマイクロプラスチックとプラスチックが輸送する添加剤の濃度を定量化	<ul style="list-style-type: none"><li>農業用土壤中のマイクロプラスチックとプラスチックポリマーの濃度を示すデータセット</li><li>農業用土壤におけるさまざまなプラスチックが輸送する添加剤濃度を示すデータセット</li></ul>
WP3	土壤中のプラスチックに何が起こるか、土壤中のさまざまな生物がマイクロプラスチックにどの程度さらされているか、及びその影響について調査	<ul style="list-style-type: none"><li>さまざまな土壤タイプにおけるマイクロプラスチック及び吸着された農薬・添加物の移動性の概要</li><li>特定の土壤生物におけるマイクロプラスチックへのばく露に影響を与える要因の概要</li><li>MPsと吸着農薬および添加物のさまざまな土壤生物に対する毒性の比較データ</li></ul>
WP4	農業用プラスチック製品に関してステークホルダーが抱える課題に関する情報を収集	<ul style="list-style-type: none"><li>農業用プラスチックに関する農家の経験と課題一覧</li><li>ユーザーやステークホルダーとのワークショップ</li><li>デザイン思考とディープダイブ分析に基づく新規ユーザーインクルージョン手法の開発</li></ul>
WP5	プロジェクトのコミュニケーション活動をまとめて情報発信	

- ブルーエンジェル認証は、1978年にドイツ連邦政府が制定した環境に優しい製品やサービスに対して厳しい基準を設けるエコラベル。
- 2009年-2010年に付与基準を策定、2011年に付与基準RAL-UZ 154が公表された。
- 認証エコラベルの付与基準は、最新の知見や技術開発に基づいて定期的に改定されている。2023年1月には纖維製品の認証基準が改定され、その背景レポートも発表された。

## 開始年・期間

2023年1月～2027年12月

(纖維製品の最新の認証基準適用期間。サイクルはカテゴリーごとに異なり、おおよそ3～4年ごとに改定される)

## 内容 (纖維製品の認証基準)

- マイクロプラスチックの排出問題は、今回の改定で検討されたが、現時点では標準化された分析方法や纖維製品から排出されるマイクロプラスチックの効果的な削減方法がないことから、基準の導入は見送られた。
- 次回の基準改定では、ブルーエンジェル認証においてマイクロプラスチックの問題をどのように取り上げるかが検討される予定。
- EU纖維戦略では、標準化された測定方法の開発を含め、マイクロプラスチック排出量の削減にも取り組んでいる。対策案としては、纖維メーカーによる纖維製品の事前洗濯の義務付けが挙げられる。

(出典1) Blue Angel 認証より作成

<https://www.blauer-engel.de/en>

(出典2) 繊維製品用ブルーエンジェルエコラベル -ブルーエンジェル賞の基準改定に関する背景レポートより作成

[https://www.umweltbundesamt.de/sites/default/files/medien/11850/publikationen/75\\_2024\\_texte\\_blue\\_angel\\_textiles.pdf](https://www.umweltbundesamt.de/sites/default/files/medien/11850/publikationen/75_2024_texte_blue_angel_textiles.pdf)

# 【IMO】 プラスチックペレット回収に関するガイドライン



- 2021年5月にスリランカ沖で発生したコンテナ船事故で、大量のプラスチックペレットが海に流出し、海洋環境に深刻な影響を与えたことが契機となり、IMOはプラスチックペレットの輸送に関する規制を強化している。
- 2024年3月 第81回海洋環境保護委員会(MEPC 81)において、「プラスチックペレットの海上コンテナ輸送に関する勧告案」の承認と「船舶から流出するプラスチックペレットの回収に関するガイドライン案」が採択された。

## 内容

- プラスチックペレットの海上コンテナ輸送に関する勧告案：プラスチックペレットの梱包材、貨物コンテナの識別・輸送情報、および積み込みに関する措置（積載場所の指定、包装の強化・密閉性、明確な表示）
- 船舶から流出するプラスチックペレットの回収に関するガイドライン案：貨物コンテナの紛失に関与したすべての船長に対し、付近の船舶、最寄りの沿岸国に紛失を伝達することを義務付け

## 規制背景

- 2024年10月 第82回 海洋環境保護委員会(MEPC 82)で最終版のガイドライン提出予定
- 2026年1月1日より貨物コンテナ紛失に関する伝達義務発効予定

(出典1) Marine Environment Protection Committee 81st session (MEPC 81), 18-22 March 2024

<https://www.imo.org/en/MediaCentre/MeetingSummaries/Pages/MEPC-81.aspx>

(出典2) Maritime Safety Committee - 108th session (MSC 108), 15-24 May 2024

<https://www.imo.org/en/MediaCentre/MeetingSummaries/Pages/MSC-108th-session.aspx>

(出典3) MARPOL条約議定書I第5条(有害物質に係る事故の通報に関する規定)に次の文言が追加された：「貨物コンテナが紛失した場合、第 II 条 (1) (b) で要求される報告は、SOLAS 規則 V/31 および V/32 の規定に従って行うものとする」

(出典4) FAQ-Plastic pellets <https://www.imo.org/en/MediaCentre/HotTopics/Pages/FAQ-Plastic-pellets.aspx>